

日本 LCA 学会 広報委員会規程（案）

（名称）

第1条 本委員会は、日本 LCA 学会広報委員会（以下、広報委員会）と称する。

（目的）

第2条 広報委員会は、日本 LCA 学会の事業活動を内外に積極的に発信するとともに、広く社会に対し、LCA に関する情報の提供に努めることを主たる目的とする。

（活動）

第3条 広報委員会は、前条の目的を達成するため、下記の事項に関する方針を立案・審議し、関連業務を遂行する。

- (1) 本学会ホームページを通じた会員の情報発信
- (2) LCA への理解増進
- (3) その他 学会広報に係る活動

（構成）

第4条 広報委員会は 20 名以内の委員で構成するものとし、次の役員を置く。

広報委員長 1 名

広報副委員長 1 名ないし 2 名

2. 副委員長および委員は、会員の中から委員長が推薦し、会長が委嘱する。

（委員会）

第5条 原則として年 3 回、広報委員会を開催する。

2. 広報委員会は委員長が招集する。

附則

この規定は 2023 年 12 月 22 日に制定し、同日から施行する。